

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第31号

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項及び第13条第1項に規定する各課等並びに同規則第15条に規定する出納局、岩手県議会事務局組織規程（昭和44年岩手県議会訓令第3号）第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、<u>監査委員事務局</u>、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）第2条に規定する各課並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）第2条に規定する審査調整課をいう。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項及び第13条第1項に規定する各課等並びに同規則第15条に規定する出納局、岩手県議会事務局組織規程（昭和44年岩手県議会訓令第3号）第2条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条、第9条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、<u>監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）第2条に規定する各課</u>、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）第2条に規定する<u>職員課</u>並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）第2条に規定する審査調整課をいう。</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。